

<報道発表資料>

.....

平成 27 年 11 月 11 日

(株)県民共済住宅が建築した住宅の強度不足について

(株)県民共済住宅から、自社で建築した戸建住宅の一部において、地震や風圧力に対して建物を支える筋かいの数が不足し、建築基準法の基準を満たしていない物件が確認された、との報告が県にありました。

県では、(株)県民共済住宅に対し、実態調査や原因究明を進めるとともに、建築主へ適切な対応を行うように指導しました。

1 (株)県民共済住宅から県への報告事項

- (1) (株)県民共済住宅は、昭和 60 年から木造 2 階(一部 3 階)建ての個人用の注文住宅を設計施工してきた。
- (2) これまでに施工した物件の総数は 24,975 件である。
- (3) このうち、2,824 件を抽出調査したところ、筋かいの数が不足している物件が 12 件確認された。(11 月 5 日現在)
- (4) 筋かいの数の不足が確認された物件については、無償で補修を実施する。

2 建築士法に基づく県の対応 ((株)県民共済住宅への指導)

- (1) 実態調査と原因究明を指示した。
- (2) 建築主への適切な対応を指示した。
- (3) 筋かいの数が不足する場合は、当該物件の指導権限のある特定行政庁への報告を指示した。
- (4) 今後、早急に (株)県民共済住宅一級建築士事務所へ立入調査を行う。

3 建築基準法に基づく県の対応

- (1) 県は、12 件について、建築基準法上の指導権限を持つ 9 つの特定行政庁に設計図書の写しを情報提供した。（県が指導権限を持つ物件なし）
- (2) その結果、12 件中 2 件について、指導権限を持つ特定行政庁から県に対し、筋かいの数が足りないとの連絡があった。（11 月 11 日現在）

※今後、県が建築基準法上の指導権限を持つ物件について筋かい不足が判明した場合は、県が是正指導を行う。

<参考>

特定行政庁とは、建築基準法に基づき建築物の確認申請の審査や違反建築物の是正指導を行う権限を持つ地方公共団体のことである。

埼玉県内には木造 2 階建て以下の一戸建て住宅について権限を持つ特定行政庁は、県及び 4 2 市町ある。

権限を持つ地方公共団体の区域にある建築物が、建築基準法の基準を満たしていない場合は、当該地方自治体が是正指導を行う。